［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第二十八条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第二十九条　第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

２　第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第三十条　第二十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

［削る］

［削る］

（電子情報処理組織による手続の特例）

第三十一条　次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

一　法第十八条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な廃棄届出様式（様式第九）に記録すべき事項

二　法第二十一条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実績届出様式（様式第十三）に記録すべき事項

三　法第二十一条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な使用実績届出様式（様式第十四）に記録すべき事項

四　法第二十八条の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸出（輸入）実績届出様式（様式第二十）に記録すべき事項

五　法第二十九条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実